

国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第57号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>一 省略</p> <p>二 省略</p> <p>三 省略</p> <p>四 全3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）<u>第3条</u>に定める組織及び施設の長が特に指定するノウハウ等の権利</p> <p>第4条～第22条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第57号</p> <p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>第3条 省略（現行どおり）</p> <p>一 省略（現行どおり）</p> <p>二 省略（現行どおり）</p> <p>三 省略（現行どおり）</p> <p>四 全3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）<u>第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項</u>に定める組織及び施設の長が特に指定するノウハウ等の権利</p> <p>第4条～第22条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（20 規程 第20号）

この規程は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。